

論文賞選奨規定

- ① スマート無線研究会における一般講演において、最も優秀な論文の著者に論文賞を授与する。
- ② 受賞資格は、予稿の形式が論文形式である一般講演（ショートペーパーを含む）の著者とする。
- ③ 論文賞の評価は一般講演セッション毎に評価委員 2 名以上が行う。評価委員はスマート無線研究専門委員（幹事団を含む）、同顧問、当該講演の座長ならびにスマート無線研究専門委員会が特に指示した者とする。ただし、評価委員と同じ機関に所属する者が著者に含まれる論文については、当該評価委員は評価を行うことができない。
- ④ 論文賞の評価は以下の 3 つの観点から行う。
 - (ア) 新規性：以前の研究に対して著しい差分があること。
 - (イ) 有効性：研究内容がスマート無線に関連する学術や産業の発展に何らかの意味で役立つものであること。
 - (ウ) 発表技術／了解性：予稿および口頭発表において研究内容をわかりやすく説明するための工夫を施し、また質問に対する適切な回答を行っていること。
- ⑤ 評価の対象期間は当該年 1 月から当該年 12 月までにスマート無線研究会が主催した第一種研究会における発表とする。ただし、専門委員会の承認を経ることにより、一部の第一種研究会を論文賞の選定対象から除外できる。
- ⑥ 受賞者には各講演に対する評価調書の得点が最も上位の論文の著者を選定する。受賞者は専門委員会の承認を経て決定する。受賞者には賞状と盾（賞状および盾を合わせて 2 万円相当額）を贈呈する。
- ⑦ 得点が同点の場合には新規性、有効性、発表技術／了解性の順に重視し、受賞者を決定する。
- ⑧ 各評価項目の点数は、評価者の属性により重みづけをした平均点によるものとし、詳細は別途定める。

(2006 年 7 月 29 日 専門委員会承認)

(2007 年 5 月 24 日 専門委員会改定 (第 7 条追加))

(2011 年 10 月 27 日 専門委員会改定 (第 6 条修正))

(2014 年 5 月 23 日 専門委員会改定 (名称変更および第 2 条改定))

(2017 年 12 月 27 日 専門委員会改定 (第 3 条・第 4 条・第 5 条・第 7 条改定))

(2022 年 12 月 23 日 専門委員会改定 (第 1 条・第 2 条・第 3 条・第 6 条改定・第 8 条追加))

(2024 年 10 月 11 日 専門委員会改定 (第 2 条・第 5 条改定))

研究奨励賞選奨規定

- ① スマート無線研究会における一般講演において、最も優秀な研究発表を行った若手発表者に研究奨励賞を授与する。
- ② 受賞資格は、一般講演（ショートペーパーを含む）の発表者のうち、当該年 12 月 30 日の満年齢が 35 才以下である者とする。ただし過去に研究奨励賞を受賞した者ならびに発表者として論文賞を受賞した者は対象外とする。
- ③ 研究奨励賞の評価は一般講演セッション毎に評価委員 2 名以上が行う。評価委員はスマート無線研究専門委員（幹事団を含む）、同顧問、当該講演の座長ならびにスマート無線研究専門委員会が特に指示した者とする。ただし、評価委員と同じ機関に所属する者が著者に含まれる論文については、当該評価委員は評価を行うことができない。
- ④ 研究奨励賞の評価は以下の 3 つの観点から行う。
 - (ア) 新規性：以前の研究に対して著しい差分があること。
 - (イ) 有効性：研究内容がスマート無線に関連する学術や産業の発展に何らかの意味で役立つものであること。
 - (ウ) 発表技術／了解性：予稿および口頭発表において研究内容をわかりやすく説明するための工夫を施し、また質問に対する適切な回答を行っていること。
- ⑤ 評価の対象は当該年 1 月から当該年 12 月までにスマート無線研究会が主催した第一種研究会における発表とする。ただし、専門委員会の承認を経ることにより、一部の第一種研究会を研究奨励賞の選定対象から除外できる。
- ⑥ 受賞者には受賞資格者の各講演に対する評価調書の得点の合計が上位の者から 3 名を選定するものとするが、受賞資格者による発表数の 10% を超えない範囲で受賞者数を増やすことができる。受賞者は専門委員会の承認を経て決定する。受賞者には賞状と盾（賞状および盾を合わせて 2 万円相当額）を贈呈する。
- ⑦ 得点が同点の場合には発表回数、新規性、有効性、発表技術／了解性の順に重視し、受賞者を決定する。受賞者が論文賞と同一人物となった場合は、次点者を選出する。
- ⑧ 各評価項目の点数は、評価者の属性により重みづけをした平均点によるものとし、詳細は別途定める。

(2006 年 7 月 29 日 専門委員会承認)

(2007 年 5 月 24 日 専門委員会改定 (第 6 条改定, 第 7 条追加))

(2011 年 10 月 27 日 専門委員会改定 (第 6 条修正))

(2014 年 5 月 23 日 専門委員会改定 (名称変更および第 6 条・第 7 条改定))

(2015 年 12 月 21 日 専門委員会改定 (第 6 条改定))

(2017 年 12 月 27 日 専門委員会改定 (第 2 条・第 3 条・第 4 条・第 5 条・第 7 条改定))

(2022 年 12 月 23 日 専門委員会改定 (第 2 条・第 3 条・第 6 条改定・第 8 条追加))

(2024 年 10 月 11 日 専門委員会改定 (第 5 条改定))

技術特別賞選奨規定

- ① スマート無線研究会における技術展示において、最も優秀な技術展示を行った論文の著者に技術特別賞を授与する。なお、技術特別賞は技術展示セッションを設けた研究会開催毎に1件を選定する。
- ② (削除)
- ③ 技術特別賞の評価はスマート無線研究専門委員(幹事団を含む)、同顧問、当該講演の座長ならびにスマート無線研究専門委員会が特に指示した者が行う。ただし、評価委員と同じ機関に所属する者が著者に含まれる論文については、当該評価委員は評価を行うことができない。また、評価はオンライン参加であっても行うことができるが、提供される手段により行う発表者との議論や展示物の閲覧に基づくものとする。
- ④ 技術特別賞の評価は以下の3つの観点から行う。
 - (ア)新規性:当該著者の以前の研究に対して著しい差分があり、当該論文の過去の関連の展示がある場合にはそれらに対して著しい差分があること。
 - (イ)有効性:技術展示の内容がスマート無線に関連する学術や産業の発展に何らかの意味で役立つものであること。
 - (ウ)発表・展示技術:技術展示の内容に関する展示形態、展示説明、もしくは技術展示と同時に開催される口頭発表において展示内容をわかりやすく説明するための工夫を施し、また質問に対する適切な回答を行なっていること。
- ⑤ 受賞者には各発表に対する評価調書の得点の合計が最も上位の論文の著者を選定する。受賞者には賞状と盾(賞状および盾を合わせて2万円相当額)を贈呈する。
- ⑥ 得点が同点の場合には新規性、有効性、発表・展示技術の順に重視し、受賞者を決定する。

(2006年7月29日 専門委員会承認)

(2011年10月27日 専門委員会改定(第6条修正))

(2014年4月1日 専門委員会改定(研究会名称変更))

(2015年12月21日 専門委員会改定(第5条,第6条修正))

(2022年12月23日 専門委員会改定(第1条・第3条・第4条・第5条改定・第2条削除))

(2025年1月23日 専門委員会改定(第1条改定))

SmartCom 論文賞選奨規定 (Japanese Edition)

- ① 本規定はスマート無線研究会が主催する国際研究会 SmartCom における論文賞の選定に関する規則を定める。
- ② SmartCom では発表論文の中から以下に定める論文賞を授与する。
 - (ア)Best Paper Award: すべての一般講演で最も優秀な研究発表を行った論文に授与する。
 - (イ)Best Student Paper Award: 学生が筆頭著者かつ発表者であるすべての一般講演で最も優秀な研究発表を行った発表者に授与する。ただし、Best Paper Award の筆頭著者が学生であった場合は、次点の論文に発表者に授与する。なお、Best Student Paper Award 審査対象発表論文が少数の場合には、授与しないことがある。
 - (ウ)Best Technical Exhibition Award: すべての技術展示講演で最も優秀な技術展示に授与する。なお、Best Technical Exhibition Award 審査対象発表論文が少数の場合には、授与しないことがある。
- ③ 評価は SmartCom 実行委員会のメンバもしくは SmartCom 実行委員長の指名により選ばれた者が行う。
- ④ 受賞者には賞状とフレーム（賞状およびフレームを合わせて 3 千円相当額）を贈呈する。

(2014 年 9 月 26 日 専門委員会承認)

(2015 年 9 月 17 日 改定)

(2017 年 12 月 27 日 専門委員会改定 (第 2 条 (ウ)・第 4 条改定))

Bylaws of SmartCom Awards (English Edition)

1. IEICE Technical Committee on Smart Radio (SR) sets rules for handling SmartCom Awards as follows.
2. SmartCom grants the following awards to excellent papers:
 - a. Best Paper Award will be given to the paper getting the highest score among all papers presented in SmartCom of the year.
 - b. Best Student Paper Award will be given to the paper getting the highest score among all student papers presented in SmartCom of the year.

The “student paper” is defined as a paper whose first author and its presenter is a student.

In a case the Best Paper Award winner (the first author) is a student, the Best Student Award will be given to the paper getting the second highest score among all the student papers presented in SmartCom of the year. The Best Student Paper Award may not be granted if there are few candidate student papers.
 - c. Best Technical Exhibition Award will be given to the paper in the technology exhibitions category getting the highest score among all the papers in technology exhibitions category exhibited in SmartCom of the year. The Best Technical Exhibition Award may not be granted if there are few candidate student papers.
3. Evaluators of the SmartCom Awards are assigned by the committee chair of SmartCom, among the committee members of SmartCom or the person designated by the committee chair.
4. The committee of SmartCom grants a certificate of commendation and its frame to the award winners.

(First approved: 26th September 2014)

(Revised: 17th September 2015)

(Revised: 27th December 2017)

通信ソサイエティ若手研究奨励賞候補者推薦に関する内規

- ① スマート無線研究会における一般講演において、最も優秀な研究発表を行った若手発表者を、通信ソサイエティ若手研究奨励賞の候補者として、通信ソサイエティに対して推薦する。
- ② 推薦資格は、一般講演（ショートペーパーを含む）の予稿における筆頭著者として発表を行い、かつ代理発表者でない者のうち、表彰される年の前年12月30日の満年齢が35才以下である者とする。ただし過去に通信ソサイエティ若手研究奨励賞を受賞した者は対象外とする。
- ③ 通信ソサイエティ若手研究奨励賞候補者推薦に係る評価は一般講演セッション毎に評価委員2名以上が行う。評価委員はスマート無線研究専門委員（幹事団を含む）、同顧問、当該講演の座長ならびにスマート無線研究専門委員会が特に指示した者とする。ただし、評価委員と同じ機関に所属する者が著者に含まれる論文については、当該評価委員は評価を行うことができない。
- ④ 通信ソサイエティ若手研究奨励賞候補者推薦に係る評価は以下の3つの観点から行う。
 - (ア)新規性：以前の研究に対して著しい差分があること。
 - (イ)有効性：研究内容がスマート無線に関連する学術や産業の発展に何らかの意味で役立つものであること。
 - (ウ)発表技術／了解性：予稿および口頭発表において研究内容をわかりやすく説明するための工夫を施し、また質問に対する適切な回答を行っていること。
- ⑤ 評価の対象は通信ソサイエティ若手研究奨励賞表彰の前年1月から同年12月までにスマート無線研究会が主催した第一種研究会における発表とする。
- ⑥ 推薦人数は年毎に通信ソサイエティより指定される人数を上限とし、推薦資格者の各講演に対する評価調書の得点の合計が上位の者を候補者として選定する。
- ⑦ 得点が同点の場合には発表回数、新規性、有効性、発表技術／了解性の順に重視し、候補者を決定する。
- ⑧ 各評価項目の点数は、評価者の属性により重みづけをした平均点によるものとし、詳細は別途定める。

(2024年10月11日 専門委員会承認)